

初めての共通義務確認訴訟に関わって

2018年、大学医学部入試において、女子学生や浪人生を一律減点するという不正入試が行われていたことが明らかになりました。複数の医学部入試で行われており、多くの受験生が不利益を被っていました。

この事案を消費者裁判手続特例法で被害回復できないか、消費者機構日本（以下、「COJ」）の理事会で検討がされました。

理事会では、

- ・対象受験生が支払った受験料はひとり4～6万円、複数日程受験で多くても20万円ほど。この金額の返還等を求め、受験生がひとりです訟を起こすことはためられ、泣き寝入りとなってしまいうだろう。
- ・2016年10月に消費者裁判手続特例法（以下、「特例法」）が施行されてから2年弱、少額多数の被害回復をする事案としてはぜひとも取り組みたいものである。
- ・共通義務確認訴訟としては初めての事案となるので、どのくらいの対象者の参加が見込まれるか、費用の面からきちんと被害者に返金ができるのか。などについて慎重な検討が重ねられ、2018年9月に東京医科大学に対して提訴となりました。

特例法による裁判は、共通義務確認訴訟と簡易確定手続の2段階の手続きで進行していきます。特例法を活用した訴訟は前例がなかったため、東京医科大学の裁判は誰もが初めてのことでした。簡易確定手続では同手続きへの参加や被害金額の分配等で多くの対象者の方々とのやり取りが発生したことから、事務局の皆さんはかなり大変だったかと思えます。そして本訴訟に関わってくださった弁護士の方々は決して多くない報酬のなか、ほとんど手弁当で脆弱な消費者のためにという熱意で取り組んでいただき、本当に頭の下がる思いでした。

本裁判は勝訴となりましたが、入試合否判定で差別的行為をされたことに対する慰謝料を求めることができなかったこと、また本来もっと多くの対象者がいたと思われるが、対象者の情報を得ることも対象者に情報を届けることも、なかなか困難であったことが残念でした。この2点は2022年の特例法の法改正で一定の手当てがされました。

この裁判をとおして、思いがけず消費者被害にあっても被害救済が可能かもしれない制度があるということを、多くの消費者に知ってもらうことが重要だと思えました。（2026年5月）



元全国消費者団体連絡会 事務局長
浦郷 由季